

II. 事業評価個表

| 番号 | 交付金事業の名称 | | |
|-------------|---------------------------------------|--|------------------------------|
| 1 | 川内原子力発電所に係る広報・調査等交付金事業 | | |
| | 交付金事業者名又は間接交付金事業者名 | 阿久根市 | |
| | 交付金事業実施場所 | 阿久根市 | |
| | 交付金事業の概要 | 放射線を含む原子力発電に関する知識等について、市民の一層の普及・啓発が必要であり、国策であるエネルギー政策の動向や原子力発電所等に関する情報収集並びに原子力発電施設の安全対策に関する関係機関との連絡調整を行うため、広報調査事業を実施した。 (調査事業) ①研修 ・原子力関係研修会の参加(H30年2月開催、5名参加) (広報事業) ①地域住民向け原子力関係説明会の開催(H30年1月開催。参加者数約100人) ②調査用機器の整備 ・原子力広報のためのマイクセット等の購入及び機器の維持管理 ③原子力関係パンフレット類の配布 ・広報紙「原子力だよりかごしま」を4月、12月に約8,000戸配布。 | |
| | 総事業費 | 1,422,585 | 交付金充当額 (経済産業省分) 1,422,585 |
| | 交付金事業の成果目標 | ・川内原発周辺30km圏内の住民はもとより、市内全域の県民に対して分かりやすい情報発信を行い、原子力発電に対する市民の理解促進に寄与する。 | |
| | 交付金事業の成果指標 | ・原子力関係研修:年2回(各3人) ・地域住民向け説明会:参加者100名 ・広報紙「原子力だよりかごしま」を市内全戸(約8,000戸)配布 | |
| | 交付金事業の成果及び評価 | ・放射線及び原子力発電についての正しい知識、災害時の地域住民とのコミュニケーション方法について学ぶため、2月に開催された研修講座に企画・保健・福祉分野の職員の計5名が参加し、原子力関係に対する知識の普及を図った。 ・4月、12月に市内約8,000戸へ原子力だよりを配布し、原子力発電の基本的内容や防災訓練等に対する知識の普及を図ることができた。 ・H30年1月開催の県原子力防災訓練において、対象地区住民、自治体関係者約100名に対し原子力関係説明会を行い、原子力発電に対する知識の普及を図った。 ・これらの取組を通して、地域住民や職員の原子力関係に関する基礎的な知識・安全対策等の理解を深めることができた。 ・今後も広報活動等を通して原子力発電等に対する知識の普及を図り、原子力政策に対する理解の向上に努めていきたい。 | |
| 交付金事業の契約の概要 | | | |
| | 契約の目的 | 契約の方法 | 契約の相手方 |
| | 調査用機器の整備 | 随意契約(見積合せ) | 株式会社千代田テクノル福岡営業所 104,544 |
| | 「原子力だより」仕分け・梱包業務委託 | 随意契約(見積合せ) | 有限会社福岡印刷所 38,880 |
| | 広報用パンフレットスタンド購入 | 随意契約(見積合せ) | 山口紙店 159,840 |
| | 広報・調査等交付金事業用消耗品購入(マグネットシート、資料用コピー用紙他) | 随意契約(少額等) | 山口紙店 94,708 |
| | 広報・調査等交付金事業用新聞購読料 | 随意契約(少額等) | 南日本新聞販売株式会社阿久根営業所 194,154 |
| | 広報・調査等交付金事業用新聞購読料 | 随意契約(少額等) | 読売センター阿久根 74,232 |
| | 広報・研修用放送機器一式購入(マイクセット) | 随意契約(見積合せ) | エディオン神田電器 215,503 |
| | 広報・研修用広報機器一式購入(プロジェクター) | 随意契約(見積合せ) | エディオン神田電器 280,724 |
| | 平成29年度原子力研修講座出席旅費(5名分) | 随意契約他 | 南国交通株式会社 220,000 |
| | 原子力研修講座出席負担金(5名分) | 随意契約他 | 一般財団法人 日本原子力文化財団 40,000 |
| | 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無 | | |
| | 無 | | |

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条(目的)を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。